**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この政令は、公布の日から施行する。

（中央会の解散の登記の嘱託等）

**第二条**　漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律（次条第一項において「改正法」という。）附則第四条第一項の規定により漁船保険中央会（以下この項において「中央会」という。）が解散した場合であって、同条第三項の規定により中央会の一切の権利及び義務が漁船保険組合に承継されたときは、農林水産大臣は、遅滞なく、中央会の解散の登記を登記所に嘱託しなければならない。

2　登記官は、前項の規定による嘱託に係る解散の登記をしたときは、その登記記録を閉鎖しなければならない。

（処分等に関する経過措置）

**第三条**　この政令の施行前に改正法第一条の規定による改正前の漁船損害等補償法（次項において「旧漁損法」という。）第二章の規定により都道府県知事がした命令等の処分その他の行為（以下この項において「処分等の行為」という。）又はこの政令の施行の際現に同章の規定により都道府県知事に対してされている請求は、この政令の施行の日以後においては、同条の規定による改正後の漁船損害等補償法（次項において「新漁損法」という。）第二章の規定により農林水産大臣がした処分等の行為又は農林水産大臣に対してされた請求とみなす。

2　この政令の施行前に旧漁損法第二章の規定により都道府県知事に対し届出その他の手続をしなければならない事項で、この政令の施行の日前にその手続がされていないものについては、同日以後においては、新漁損法第二章の規定により農林水産大臣に対して届出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなす。

（罰則に関する経過措置）

**第四条**　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（地方自治法施行令の一部改正）

**第五条**　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）の項中「第三条第一項、第二項、第四項及び第六項、」を削る。

総務大臣　山本　早苗
農林水産大臣　森山　**裕**
内閣総理大臣　安倍　晋三

---

株式会社国際協力銀行法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年五月十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

**政令第二百二十二号**

**株式会社国際協力銀行法施行令の一部を改正する政令**

内閣は、株式会社国際協力銀行法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第四十一号）の施行に伴い、並びに株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）第十二条第六項第三号並びに第三十三条第四項及び第五項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、この政令を制定する。

株式会社国際協力銀行法施行令（平成二十三年政令第二百二十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号イ中「含む」の下に「。次条第二項において同じ」を加える。

第四条に次の一項を加える。

2　法第十二条第六項第三号に規定する政令で定める場合は、船舶又は航空機を賃貸する事業に係るものである場合とする。

第五条第二号中「前条各号」を「前条第一項各号」に改める。

第九条の見出し中「発行」の下に「及び外国通貨長期借入金の借入れ」を加え、同条第一項中「発行」の下に「及び外国通貨長期借入金（同条第一項に規定する外国通貨長期借入金をいう。以下同じ。）の借入れ」を加え、同条第二項中「社債についての」を削り、同項各号を次のように改める。

一　社債についての次に掲げる事項
イ　発行時期
ロ　発行金額
ハ　表示通貨
ニ　発行市場
ホ　利回り
ヘ　その他財務大臣が定める事項

二　外国通貨長期借入金についての次に掲げる事項
イ　借入時期
ロ　借入金額
ハ　表示通貨
ニ　利率
ホ　その他財務大臣が定める事項

第十一条の次に次の一条を加える。

（外国通貨長期借入金の借入れの届出）

**第十一条の二**　会社は、外国通貨長期借入金の借入れについて法第三十三条第五項の規定による届出をしようとするときは、当該外国通貨長期借入金についての次に掲げる事項を記載した書面を財務大臣に提出しなければならない。

一　調達した資金の使途
二　借入れの年月日
三　借入金額
四　表示通貨
五　借入先
六　利率
七　償還の方法及び期限
八　利息の支払の方法及び期限
九　その他財務大臣が定める事項

第十四条の見出し中「国外社債」の下に「及び外国通貨長期借入金」を加え、同条中「国外社債」の下に「又は外国通貨長期借入金」を加える。

第十五条中「国外社債」の下に「及び外国通貨長期借入金」を加える。

**附　則**

この政令は、公布の日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三